日本工業標準調査会 標準部会
第50回 電気技術専門委員会(書面審議) 議事録(案)

A. 開催通知及び回答期限
(1) 開催通知　平成21年　12月18日(金)
(2) 回答期限　平成22年　 1月19日(火)

B. 議　題:工業標準案、日本工業規格の改正案及び廃止、及び報告
以下の工業標準案1件、日本工業規格改正案28件、廃止案3件が審議された。

1. 工業標準案、日本工業規格の改正及び廃止案の審議
(制定 1件)
・工業標準　高温での炭化けい素(SiC)素子のゲート絶縁膜の長期信頼性寿命試験方法

(改正 28件)
・C4212　高効率低圧三相かご形誘導電動機

・C4210　一般用低圧三相かご形誘導電動機

・C4203　一般用単相誘導電動機

・C2330　コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム

・C2161　電気絶縁用粉体塗料試験方法

・C9730-1　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第１部：一般要求事項

・C9730-2-2　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－２部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項

・C9730-2-3　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－３部：蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置の個別要求事項

・C9730-2-4　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－４部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項

・C9730-2-5　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－５部：自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項

・C9730-2-6　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－６部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項

・C9730-2-7　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－７部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

・C9730-2-9　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－９部：温度検出制御装置の個別要求事項

・C9730-2-10　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１０部：モータ起動リレーの個別要求事項

・C9730-2-11　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１１部：エネルギー調整器の個別要求事項

・C9730-2-12　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１２部：電動式ドアロックの個別要求事項

・C9730-2-13　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１３部：湿度検出制御装置の個別要求事項

・C9730-2-14　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１４部：電気アクチュエータの個別要求事項

・C9730-2-15　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１５部：自動電気式の空気流量，水流量及び水位検出制御装置の個別要求事項

・C9730-2-17　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１７部：機械的要求事項を含む電動式ガスバルブの個別要求事項

・C9730-2-19　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１９部：機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの個別要求事項

・C8105-1　照明器具－第 1 部:安全性要求事項通則

・C8105-2-1　照明器具－第 2－１部：定着灯器具に関する安全性要求事項

・C8105-2-2　照明器具－第 2－2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

・C8105-2-4　照明器具－第 2－4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

・C8105-2-5　照明器具－第 2－5 部：投光器に関する安全性要求事項

・C8105-2-19　照明器具－第 2－19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

・C8105-2-23　照明器具－第 2－23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

（廃止　３件）

･C9730-2-1　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項

・C9730-2-16　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１６部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項

・C9730-2-18　家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１８部：
水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項

2. 回答状況及び審議結果

(1) 回答状況　すべての議題について、回答数17（委員数19）

（回答数17の内訳）小田委員長、池田委員，大石委員，長田委員，香川委員,亀田委員，近藤委員，前田委員，佐々木委員，住谷委員，島田委員，京橋委員，豊馬委員，鈴木委員，徳田委員，飛田委員，中村委員

(2) 審議結果　賛成19　（なお、無回答は賛成とみなした）

反対　0

すべての議題について、過半数の同意を得ているため、可決された。

なお、各委員からの意見等については別紙のとおり。

以　上

別　紙

日本工業標準調査会 標準部会

第５０回電気技術専門委員会（書面審議）

注：回答のない場合及び一任の場合には、賛成とみなしています。

議　　題	資料番号	原案への賛否	意見等（反対の場合は必須）	提案者・関係者の意見及び事務局対応	審議結果
工業標準案、日本工業規格の改正案及び廃止案の審議					
（制定）				―	
・工業標準　高温での炭化けい素(ＳｉC)素子のゲート絶縁膜の長期信頼性寿命試験方法	資料１	・賛成19 ・反対 0	（徳田委員） 対応する国際規格が無いとのことですが、諸外国の状況はどうなっているのでしょうか？もし、日本が先行しているのでしたら、国際標準にした方がベターです。 [原案作成者の対応案について]了解した。	高温でのＳｉＣのゲート絶縁膜の測定方法は、日本と米国が進んでいますが、現在のところ対応する国際規格はありません。 時期については未定ですが、ＳｉＣ素子の実用化も近いので、将来的には、国際標準にすることも検討したいと思います。	可決
（改正）					
・C4212 高効率低圧三相かご形誘導電動機	資料２	・賛成19 ・反対 0			可決
・C4210 一般用低圧三相かご形誘導電動機	資料３	・賛成19 ・反対 0			可決
・C4203 一般用単相誘導電動機	資料４	・賛成19 ・反対 0			可決
・C2330 コンデンサ用二軸延伸ポリプロピレンフィルム	資料５	・賛成19 ・反対 0			可決

・C2161 電気絶縁用粉体塗料試験方法	資料６	・賛成 19 ・反対　0	（近藤委員） Ｐ４の図１の下（他に何箇所も有） b)　　天びん　天びんは，感量 0.1g **以上**とする。とありますが、“以下”が適当ではないでしょうか？ 補足：原案でも間違えることは無いと思います。世の中でも両方使用されているようですので固執しません。 [原案作成者の対応案について]了解した。	【事務局案】 ご指摘のとおり、紛らわしい表現という気もしますが、他の規格でも同様の表現のものもあり、原案作成委員会で確認いただきましたところでも、原案どおり“以上”のままとしたいとのことですので、このままとします。	可決
・C9730-1 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第１部：一般要求事項	資料７	・賛成 19 ・反対　0	（池田委員） Amendment に対する IEC との整合性が記載されていないようですが？ [原案作成者の対応案について]了解した。 （香川委員） 熱動制御装置とのタイトルは分かりにくい [原案作成者の対応案について]了解した。 （飛田委員）	**1.4** に整合の程度の記載があります。**IEC 60730-1**:1999, Amendment 1:2003 及び Amendment 2:2007 に対する **JIS** の整合の程度は“ MOD ”です。 “熱動制御装置”を“熱により動作する制御装置”に修正します。 ・**H.26.14.1** の規定は、自動電気制御装置が外来妨害によって不安全な動作を起こさない妨害排除能力（イミュニティ）を確認する試験であり、自動電気制御装置自体が発生する、	可決

			P101,25　通常動作に関して、P163 附属書 H 26.14.1 の最後の比較的小さな定常的（連続的）磁界発生については、近くの導体の影響だけ考慮するのではなく、人体への影響も対象としていただきたい。 [原案作成者の対応案について]了解した。	人体に影響を与えうる電磁波を扱ったものではありません。 ・この規格は、機器の中若しくはその表面で，又はそれと共に使用する自動電気制御装置に適用するものです。自動電気制御装置自体が発生する電磁波を評価する場合は、自動電機制御装置を組み込んだ製品（完成品）において、人体との接近の度合い、使用時間といった使われ方を考慮して評価すべきものであり、この規格で取り扱うことは困難であると考えます。	
・C9730-2-2 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－２部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	資料８	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P7 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-3 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－３部：蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置の個別要求事項	資料９	・賛成 19 ・反対　0			可決
・C9730-2-4 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－４部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	資料 10	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P7 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。 規格群全体にわたり“ 電動機 ”を“ モ	可決

			（豊馬委員） 箇条1.2 で「電動機」と表記されていますが、意味合いが同じであれば「電気モータ」に統一すべきではないでしょうか。資料8（第2-2 部）の同一箇条1.2 では「電気モータ」を使用しており、本規格群全体に亘り「モータ」を使用しております。 [原案作成者の対応案について]了解した。	ータ”に修正します。 説明：原文ではごく一部に“electric motor”とある以外はすべて単に“motor”であり、両者に意味の差はなく、“モータ”に統一します。	
・C9730-2-5 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－５部：自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項	資料 11	・賛成19 ・反対　0	（飛田委員） P23 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-6 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－６部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	資料 12	・賛成19 ・反対　0	（飛田委員） P10 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-7 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－７部：タイマ及びタイムスイッチ	資料 13	・賛成19 ・反対　0			可決

の個別要求事項					
・C9730-2-9 家庭用及びこれに類する用途の自 動電気制御装置－第２－９部：温度 検出制御装置の個別要求事項	資料 14	・賛成 19 ・反対　0	（長田委員） **記載漏れ** 7.2 情報提供の方法で **CISPR 規格を引用しているが、**1.5 引用規格に記載がない。 [原案作成者の対応案について]了解した。 （飛田委員） P17 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730** の第 2 部の規格は **C9730-1** と併読する規格であり、**1.5** で“引用規格は,**JIS C 9730-1** の **1.5** によるほか,次による。”として、**C9730-1** に記載がある引用規格の記載を省略しています。**CISPR** 規格もこれに該当します。 **C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-10 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１０部：モータ起動リレーの個別要求事項	資料 15	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P5 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-11 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１１部：エネルギー調整器の個別要求事項	資料 16	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P6 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決

・C9730-2-12 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１２部：電動式ドアロックの個別要求事項	資料 17	・賛成 19 ・反対　0	（長田委員） **記載漏れ** H.23.1.2 無線周波数放射で CISPR 規格をを引用しているが、1.5 引用規格に記載がない。 [原案作成者の対応案について]了解した。 （飛田委員） P7 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-2-9** の同項参照。 **C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-13 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１３部：湿度検出制御装置の個別要求事項	資料 18	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P5 通常動作について、JISC9730-1 と同意見	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-14 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１４部：電気アクチュエータの個別要求事項	資料 19	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P7 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決

・C9730-2-15 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１５部：自動電気式の空気流量，水流量及び水位検出制御装置の個別要求事項	資料 20	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P7 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-17 家庭用及びこれに類する用途の自 動電気制御装置－第２－１７部：機 械的要求事項を含む電動式ガスバ ルブの個別要求事項	資料 21	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P16 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C9730-2-19 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１９部：機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの個別要求事項	資料 22	・賛成 19 ・反対　0	（飛田委員） P16 通常動作について、JISC9730-1 と同意見 [原案作成者の対応案について]了解した。	**C9730-1** の同項参照。	可決
・C8105-1 照明器具－第 1 部:安全性要求事項通則	資料 23	・賛成 19 ・反対　0	（長田委員） **誤字** 0.2 引用規格　**JIS C 3663-4**:2007 ・　Amedment　1:1997　及び Amedment　・・→ Amendment	両方とも“ Amendment ”に訂正します。	可決

			[原案作成者の対応案について]了解した。 （住谷委員） コメントあり。 別紙参照。 [原案作成者の対応案について]了解した。 （豊馬委員） ①箇条1.2.82 で「アームズリーチ（ arms reach ）」の用語の定義を、内線規程の定義に置き換えていますが、以下の観点から具体的数値については記載せず、定性的 な記載（対応国際規格の規定どおり）とした方が良いのではないでしょうか。内線規程の定義に置き換えるとしても、内線規程の定義どおりに冒頭に「例えば」を記載 した方が良いのではないでしょうか。 ・内線規程の定義はあくまで例示として示したものであること。 ・内線規程の定義も、基は原子力安全・保安院編集による「解説 電気設備の技術基準」の記載内容から取り	別紙に示します。 ①┌冒頭に「例えば，」を追加します。	

			入れたものであり、当該事項については関連法規である「電 気設備の技術基準」に拠るべきであること（JIS 規格の中で具体的数値を規定しても、関連法規が改正されれば関連法規に従わざるを得ない）。 ・「アームズリーチ」は、他のIEC 規格の中でも使用されており、IEV（IEC 60050 シリーズ：国際電気標準用語集）にてその定義が示されていること。 ②箇条1.2.86A で「可触（の）」の用語を定義していますが、表12.1 の「人が容易に触れるおそれのない外郭」は、「可触のおそれのない外郭」としなくて良いでしょうか。直上部は「外郭の可触部分」と「可触」に改正されています。 ③（本規格自体の内容とは直接関係ありませんが）本規格（第1 部）の改正に伴い、個別規格となる第2 部の一部が改正案として挙げら れております（資料24～資料 29）。第2 部の残りの部（資料24～資料29 以外の部）については、同様の対応（改正）が必要となりませんでしょうか。	②現状のままとします。 この場合の「人が容易に触れるおそれのない外郭」とは，「照明器具が設置された状態にて人が触れるおそれがない外郭」の意味であり（注 k）参照），「可触」は照明器具の構造試験，温度試験等において標準試験指が触れる箇所，の意味です。 ③第 2 部の残りの部についてもすでに改正作業を進めております。（JIS C 8105-2-22 については検討中。）	

			[原案作成者の対応案について]了解した。		
・C8105-2-1 照明器具－第 2－1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項	資料 24	・賛成 19 ・反対 0			可決
・C8105-2-2 照明器具－第 2－2 部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	資料 25	・賛成 19 ・反対 0	（住谷委員） 追補に追加すべき内容についてコメントあり。別紙参照。 [原案作成者の対応案について]了解した。	別紙に示します。	可決
・C8105-2-4 照明器具－第 2－4 部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	資料 26	・賛成 19 ・反対 0	（住谷委員） 追補に追加すべき内容についてコメントあり。別紙参照。 [原案作成者の対応案について]了解した。	別紙に示します。	可決
・C8105-2-5 照明器具－第 2－5 部:投光器に関する安全性要求事項	資料 27	・賛成 19 ・反対 0	（住谷委員） 追補に追加すべき内容についてコメントあり。別紙参照。 [原案作成者の対応案について]了解した。	別紙に示します。	可決
・C8105-2-19 照明器具－第 2－19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項	資料 28	・賛成 19 ・反対 0	（住谷委員） コメントあり。別紙参照。	別紙に示します。	可決

			[原案作成者の対応案について]了解した。		
・C8105-2-23 照明器具－第 2－23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項	資料 29	・賛成 19 ・反対　0			可決
（廃止）					
・C9730-2-1 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項	資料 30	・賛成 19 ・反対　0			可決
・C9730-2-16 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１６部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項	資料 31	・賛成 19 ・反対　0			可決
・C9730-2-18 家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１８部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項	資料 32	・賛成 19 ・反対　0			可決

第 50 回　電気技術専門委員会　コメント別紙

＜JISC8105-1＞

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
0.5.1	該当する IEC 規格，JIS 又は関連法規の要求事項に適合し，そして個々の定格を表示している部品は，予見できる使用状況で，安全に使用できるようになっていなければならない。	該当する IEC 規格の要求事項に適合し，そして個々の定格を表示している部品は，使用中に生じる状態に適していることを確認する。	翻訳違い	次に修正します。 該当する IEC 規格，JIS 又は関連法規の要求事項に適合し，そして個々の定格を表示している部品は，使用中に生じる状態に適していることを確認する。
0.5.2	IEC 規格，JIS 又は関連法規に適合することが示されている構成部品であっても，その構成部品の規格には規定していないが，この規格で規定している要求事項については，試験しなければならない。	IEC 規格に適合することが示されており，用途にしたがって使用している構成部品であっても…	翻訳抜け	次に修正します。 IEC 規格，JIS 又は関連法規に適合することが示されており，用途に従って使用している構成部品であっても，その構成部品の規格には規定していないが，この規格で規定している要求事項については，試験しなければならない。
1.1	この章は，一般的な用語の定義を規定する。	この章は，照明器具に適用する一般的な定義を規定する。	翻訳抜け	修正案通り修正します。
1.2.1	主にランプの配光及び光色を変換する機能をもち，それらのランプを固定	一つ以上のランプから放射される光の配光，透過又は変換する機能を持ち，それ	翻訳抜け	次に修正します。 一つ以上のランプから

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	し，保護するために必要なすべての部分をもつ装置。…	らのランプを支持，固定し及び保護するために必要なすべての部分をもつ装置。…		の光を分配，透過又は変換する機能をもち，それらのランプを支持，固定及び保護するために必要なすべての部分もつ装置。…
1.2.54	機械的に，手荒く取り扱ってもよいように設計した照明器具。	機械的な手荒な取扱いに耐えるように設計した照明器具。	翻訳違い	次に修正します。 機械的に，手荒な取扱いに耐えるように設計した照明器具
1.2.59	発光管	光源	LED も考慮すべき	修正案通り修正します。
1.2.60	発光管	光源	LED も考慮すべき	修正案通り修正します。
1.2.72	注記 1　可とうケーブル又はコードは，特別に用意するか，又は製造業者若しくはその代理者から入手できるものでもよい。	注記 1　可とうケーブル又はコードは，特別に用意されたもの及び，製造業者又はその代理人からだけ入手できるものでもよい。	翻訳違いと抜け	修正案通り修正します。
3.2.12	注記 1　IEC 60417 による適切なシンボルには，接地［IEC 60417-5017:(DB:2002-10)］，機能的接地［-5018:(DB:2002-10)］及び保護接地［-5019:(DB2002-10)］がある。	…接地［IEC 60417-5017: (DB:2006-08)］，機能接地［-5018:(DB:2006-10)］及び保護接地［-5019:(DB2006-08)］がある。	年号違い	修正案通り修正します。
3.2.12	特別低電圧直流電源へ接続する口出し線（端末線）のカラーコードは，正極へ接続を示すためには赤色，また，	（※　“特別定電圧直流電源へ～表示する。”の部分は、注記 1 のインデントにそろえてあるが、注記の内容ではないので、	インデント間違い	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	負極へ接続を示すためには黒色でなければならない。固定端子を適用する場合は，正極を示すために“＋”記号で表示し，また，負極を示すために“－”記号で表示する。 注記 2　端子部には，口出し線（端末線），接続部又は端子台，及びその他の構造の端子がある。	インデントを調整する）		
3.2.12	プラグを備えていない電源コード付き照明器具には，安全な接続を確保するために必要とする情報があれば，それを記載した製造業者の取扱説明書を添付する。その情報には，例えば，設置，使用又は維持管理の間に不安全な状態となる可能性のあるしん（芯）線の国内標準色からの差異などがある。	（※　この文は、注記 2 のインデントにそろえてあるが、注記の内容ではないので、インデントを調節する）	インデント間違い	修正案通り修正します。
3.2.22	そのような照明器具は，ヒューズの定格容量（A 又は mA）に関する情報を追加して提供しなければならない。	そのような照明器具は，ヒューズの定格電流（A 又は mA）に関する情報を追加して提供しなければならない。	短絡容量と勘違いされる	修正案通り修正します。
3.3.16	－ スタンドへの正しい取付方法，スタンドとして可能な最高高さ，スタンドの安定性にかかわる足の最短長及	－ スタンドへの正しい取付方法，並びにスタンドが照明器具と一緒に供給されない場合でも，スタンドとして可能な最高	翻訳抜け	次に修正します。 － スタンドへの正しい取付方法，スタンドが照明

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	び足の数	高さ，スタンドの安定性にかかわる足の最短長及び足の数		器具と一緒に供給されない場合でも，スタンドとして可能な最高高さ及びスタンドの安定性にかかわる足の最短長及び足の数
3.4	使用する石油成分は，沸点約 65 ℃，乾点約 69 ℃及び密度 0.68 g/cm^3 で，カウリ・ブタノール値 29，芳香族成分容量比 0.1 %以下のヘキサン溶液からなるものであることが望ましい。	注記　使用する…	推奨事項なので、注記ではないか	修正案通り修正します。
4.7.1	クラス 0，クラス 0I，クラス I 及びクラス II の移動灯器具，並びにしばしば調節するクラス 0，クラス 0I，クラス I 及びクラス II の定着灯器具で，電線又は電線接続用ねじが外れることで充電部になる金属部分は，適切な予防措置を講じなければならない。	…外れることによって金属部が充電部になることを防ぐために，適切な…	予防措置は金属部以外にも電線を固定するなどの手段で予防できるが、JIS 案は、金属部だけに措置を施す手段しかないように読める。	修正案通り修正します。
4.7.2	適切な IEC 規格又は JIS に適合することを認証したランプソケット及び接続のために被覆をはがす長さが 8 mm 以下のものしか使用できない構成部品の端子には，この試験は適用しない。	適切な IEC 規格，JIS 又は関連法規に適合することを認証したランプソケット及び接続のために被覆をはがす長さが 8 mm 以下のものしか使用できない構成部品の端子には，この試験は適用しない。	関連法規に適合したソケットも適合部品として認めているので、JIS 品と同様に扱うべきではないか	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
4.9.2	表 12.2 の値を超える温度に達する電線をカバーとして使用する耐熱スリーブは，その電線の表面で測定した温度を考慮して，IEC 60684 規格群又は JIS C 2133 の要求事項に適合しなければならない。	…温度に達する電線のカバーとして使用する耐熱スリーブは…	誤字	修正案通り修正します。
4.11.2	なし	JIS B 1007 の第３種タッピンねじにあっては、導電部の接続に使用してもよい。	導電部に第 3 種タッピンねじを使用したときは、不適合と読めるが、第 3 種タッピンねじは、導電部に使用されるのが一般的。	修正案通り修正します。 （“ 合否は，目視検査… ” の文章の上に修正案を追加する。） これに伴い，参考文献にある **JIS B 1007** は引用規格に移動します。
4.12.1	合否は，目視検査で判定し，更に，接触圧を伝達するねじ及びナット，又は使用者が締め付けるような接続部では 5 回の締付け・緩めを行って判定する。絶縁材料のねじ及びナットは緩める操作の 1 回ごとに完全に取り外さなければならない。試験中に，ねじ接続部に継続して使用できないような損傷が生じてはならない。試験後に，絶縁材料のねじ及びナットは意図した	…接触圧を伝達する，又は使用者が締め付けるようなねじ及びナットは… …試験中に，固定部又はねじ接続部に…	翻訳違いと抜け	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	方法で差し込めなければならない。			
4.13.3	…30 N の力で押し付ける。	…30 N の力で表面に押し付ける。	試験指を押し付ける箇所が不明確	修正案通り修正します。
4.13.6	栓刃の変形，表面の損傷及び第 11 章で規定する値未満に減少することのない小さなくぼみは無視する。	…表面の損傷並びに，沿面距離及び空間距離が第 11 章で規定する値未満に…	何が減少するのか不明確	修正案通り修正します。
4.14.1	なし	調整できるつり下げ手段の場合、負荷は支持ケーブルを完全に延ばして適用しなければならない。	翻訳抜け	修正案通り修正します。（試験 A の末尾の“ 固定手段… ” の文章の冒頭が改行されているがこれをなくし，末尾で改行して修正案を追加する。）
4.14.1	取付部（孔，引掛け金具など）をもたない固定形照明器具又は独立形制御装置の安全な取付け及び使用のためのガイド及び／又は手段を，製造業者が提供する場合（3.3 を参照），この機器は規格の要求事項に適合しているとみなす。	…定着灯器具又は…	用語の統一	修正案通り修正します。
4.16.1	a) ランプ制御装置の投影する範囲では，ランプ制御装置の活電部と取付面との直線距離が 35 mm 未満になること	a) 注記 1　ランプ制御装置の投影する…	IEC 規格では規定となっていない	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	を防ぐために，照明器具の外郭は実質的に連続していなければならない。それ以外の場合は，b）の要求事項を適用する。	…照明器具の外郭は実質的に連続していることが望ましい。それ以外の場合は…		
4.26.1	照明器具の外部から不特定の安全特別低電圧（SELV）電源の供給を受けるクラス III 照明器具では，導電部の一極を絶縁しなければならない。絶縁しない場合，照明器具の製造業者は，安全特別低電圧電源の最大出力 VA 及び種類を明記するとともに，4.26.2 の試験は，その変圧器又はコンバータ（電子トランスを含む）を用いて行わなければならない。	注記　照明器具の外部から不特定の… …絶縁することが望ましい。… …その変圧器又はコンバータ（電子トランスを含む）を用いて行うことが望ましい。	IEC 規格では規定となっていない	修正案通り修正します。
5.2.1	製造業者が屋外使用に適していると明記している照明器具は，塩化ビニル（PVC）絶縁の外部電線を備えていてもよい。	削除	「塩化ビニルを屋外用に使用してはならない」という禁止事項が JIS 案にないのに、許可事項があるのはおかしい	修正案通り修正します。
5.2.1	注記 1　この規格の対応国際規格 IEC 60598-1 では，塩化ビニル（PVC）絶縁ケーブルの屋外使用は認めていない。	注記 1　この規格の対応国際規格 IEC 60598-1 では，塩化ビニル（PVC）絶縁ケーブルの屋外使用は認めていないが、これを削除した。	上記を削除する代わりに追記してはどうか	注記 1 を次のように修正します。 注記 1　この規格の対応国際規格 IEC 60598-1 では，

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
				塩化ビニル（PVC）絶縁ケーブルの屋外使用は認めていないが、我が国に対しては認める注記があるので，この規格では塩化ビニル(PVC)是絶縁ケーブルの屋外使用を禁止する規定を削除した。
5.2.1 表 5.1	表 5.1 ｜普通形クラス I 照明器具　クラス 0 照明器具　普通形クラス 0I 照明器具｜60245IEC89｜60227IEC52｜ ｜普通形クラス II 照明器具｜60245IEC53｜60227IEC52｜	 ｜普通形クラス I 照明器具　普通形クラス 0I 照明器具｜60245IEC89｜60227IEC52｜ ｜普通形クラス II 照明器具　クラス 0 照明器具　｜60245IEC53｜60227IEC52｜	クラス 0 はクラス II と同じでよいのでは？ゴムが厳しすぎる。	修正案通り修正します。
5.2.1 表 5.1A	注記 2　普通形クラス 0 の照明器具には，シースなしコードを使用することができる。	注記 2　普通形クラス 0 機器以外は、シースなしコードを使用できない。	普通形クラス 0 機器以外が、シースなしコードを使用できるのか否かが不明確である。	次に修正します。 注記 2　普通形クラス 0 の照明器具以外は、シースなしコードを使用できない。
5.3.5	普通形照明器具で，照明器具の外部に出ており，設計上，外力を受ける可能性がある内部配線には外部配線に対	照明器具の外部に出ており，設計上，外力を受ける可能性がある内部配線には外部配線に対する要求事項を適用する。た	最初の 1 文目は“普通形照明器具”に限定しているわけではないのでは？	次に修正します。 照明器具の外部に出ており，設計上，外力を受け

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	する要求事項を適用する。ただし，照明器具から出ている配線の長さが 80 mm 未満の場合は，この要求事項は適用しない。	だし，照明器具から出ている配線の長さが 80 mm 未満の場合は，普通形照明器具の内部配線には要求事項は適用しない。		る可能性がある内部配線には外部配線に対する要求事項を適用する。ただし，普通形照明器具から出ている内部配線の長さが 80 mm 未満の場合は，この要求事項は適用しない。
7.2.1	保護接地極付きコネクタ又は類似の装置を備えた着脱部分をもつクラス I 照明器具は，通電接触子が接触する前に保護接地接触子が接触し，保護接地接触子が離れる前に通電接触子が離れなければならない。	機器用コネクタ又は類似の装置を備えた着脱部分をもつクラス I 照明器具は，通電接触子が接触する前に保護接地接触子が接触し，保護接地接触子が離れる前に通電接触子が離れなければならない。	JIS C 8283-1 の表現にあわせてはどうか。また、デビエーションではないと思われる。	修正案通り修正します。
11.2.1	表 11.1 の値は，個別に電安法省令第 1 項，IEC 規格又は IEC 規格に整合化した JIS に規定している構成部品には適用しないが，照明器具内へ取り付けた場合の取付距離及びその他の構成部品との距離に対しては適用する。	表 11.1 の値は，個別に電安法省令第 1 項，IEC 規格又は IEC 規格に整合化した JIS に規定している構成部品には適用しないが，照明器具内へ取り付けた場合の取付面又は可触面と構成部品の充電部との距離に対しては適用する。	構成部品との距離とは、どの部分であるか不明確	修正案通り修正します。
12.2	安定器を内蔵しない照明器具で，安定器が照明器具とともに供給しない場合	…安定器を照明器具とともに供給しない場合	誤字	修正案通り修正します。
12.4.1	h) …制御装置は，無風状態の場所	h) …制御装置は，照明器具の外で，周囲	12.3.1b) は Ballasts for	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	で，周囲温度 25 ℃±5 ℃で動作させる。…	温度 25 ℃±5 ℃で動作させる。…	operation separate from the luminaire shall be mounted in free air で、照明器具に内蔵しない安定器は，照明器具の外に置く。と訳している。“ 無風状態 ”ならば draught free?	
表 12.1	注 a)　JIS C 7551-2 の適用範囲に含まれるランプは，通常動作の試験条件での測定を行う。	注 a)　JIS C 7551-2 の適用範囲に含まれるランプには，適用しない。	翻訳違い	修正案通り修正します。
12.7.1.1	3 台の照明器具を，12.4.1 の a)，c)，e)，f)，h)及び l)の各項で規定する条件並びに次の条件で試験する。	…12.4.1 の a)，b)，c)，e)及び h)の各項で…	翻訳違い	修正案通り修正します。
12.7.1.1	1 台以上の安定器を照明器具内部で使用する場合，それらの 1 台を故障状態にして検査し，その他の安定器は関連するランプを回路に接続し，定格電圧の 1.1 倍の電圧で通常点灯する（試験が終了するまで。）。	2 台以上の…	翻訳違い	修正案通り修正します。
12.7.1.1	最初の準備期間の後，試験中の安定器への供給電圧を定格電圧の 20 %だけ増加し，15 分間保つ。この期間に安定器が故障しない場合，安定器が故障		何の 10%を増加するのか不明確	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	するまで，試験中の安定器に供給する電圧を 15 分間の間隔で 10 %ずつ増加する。	…15 分間の間隔で定格電圧の 10 %ずつ増加する。		
12.7.1.2	照明器具は，12.4.1 の a)，c)，e)，f)，h)及び l)の各項で規定する条件並びに次の条件で試験しなければならない。	…12.4.1 の a)，c)，e)，f)及び h)の各項で…	翻訳違い	修正案通り修正します。
12.7.1.2	0.9 倍のときの巻線温度と 1.1 倍のときの巻線温度との差が 30 K 未満なら巻線温度 ta 及び取付面温度 ta に対応する第 4 の点を加える。	…巻線温度 ta 及び取付面温度又は露出部分温度 ta に対応する第 4 の点を加える。	翻訳抜け	修正案通り修正します。
13.3.2	この細分箇条の要求事項は，溶融滴下に対する適切な隔壁を備えた照明器具の場合…	…燃焼滴下に対する…	翻訳違い	修正案通り修正します。
14.2.5	ケーブルラグ又はバーをねじ端子又はナットで締め付けるようにしたねじ端子又はスタッド端子。	ケーブルラグ又はバーをねじ又はナットで…	“端子”は余計	修正案通り修正します。
14.4.6 表 14.4	｜5.5 を超え　6.0 以下｜…	｜5.3 を超え　6.0 以下｜…	翻訳違い	修正案通り修正します。
図 1	ラフサービス照明器具	… 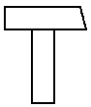	T 字の横棒の右側は斜線ではないか	修正案通り修正します。
図 1	破損した保護シールド	破損した保護シールドの交換	翻訳抜け	修正案通り修正します。
図 13	（一番上の図のそれぞれ右にある説	（位置を上側とする）	左側の図が全て必要とし	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	明） 座金又は締付け板を必要としないねじ（左側） 座金又は締付け板を必要とするねじ（右側）		ないねじ、右側の図が全て必要とするねじなので、記述位置を変えたほうがいいのでは？	
図 14	注記　…端子は，2 個以上のねじ又はスタッドをもっていてもよい。	…端子は，3 個以上の…	翻訳違い	修正案通り修正します。
図 20B	L1，L2，L3 及び中性線の順番で接続する照明器具にて，3 相電源の貫通配線にも使用できる。	三相電源の L1，L2 及び L3 と中性線との間に接続する照明器具で平衡をとるために各相を順番に接続する貫通配線にもこの図が使用できる。	意訳した方が分かりやすい	修正案通り修正します。
図 25	鋼板の示す矢印（上下両方）	（3 mm の上の部分を指す）	3 mm の部分を示しているのか、その上の部分を示しているのか分かり辛い。	修正案通り修正します。
附属書 B	a) 2) 耐久性試験には，代替温度試験用電球（Alternative Heat Test Sorce :AHTS ランプ）を使用する。	（インデントの位置を修正）	この行以降は、a)2)熱伝導ではなく、a)白熱電球の項目内容なので、インデントを調整	修正案通り修正します。
附属書 B	使用：温度試験には，既知の電球を通常の方法で使用し，その口金温度を測定する。この数値を［Δ(Δts)］を用いて補正し，最終的な温度とする。	使用：温度試験には，既知の電球を通常の方法で使用し，その口金温度を測定する。この数値を［Δ(Δts)］を用いて補正し，最終的な温度とする。これを表 12.1 の最高温度と比較する。	翻訳抜け	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
附属書B	照明器具に特別な電球用の表示がある場合，又は照明器具を特殊電球を使用する…	…又は照明器具が特殊電球を使用する…	誤字	修正案通り修正します。
附属書B	c) 蛍光ランプ及びその他の放電ランプ　…ランプ電圧，電流及び電力がランプの目標値にできるだけ近い値で，目標値の±2.5 %であることが望ましい。	c) 蛍光ランプ及びその他の放電ランプ…ランプ電圧，電流及び電力がランプの定格値にできるだけ近い値で，定格値の±2.5 %以内でなければならない。	“目標値”の意味が不明	修正案通り修正します。
附属書D	b) その上面又は側面に，突出したスペーサがある場合，これらのスペーサは，試験箱又は断熱材に直接接するように置く。	照明器具の上面又は側面に…	“その”が何を指すのか不明確	修正案通り修正します。
附属書E	熱間巻線抵抗 R2	…R_2…（※　2 を下付きにする）	誤字	修正案通り修正します。
附属書F F.4	試験結果に大きく影響を与える目に見える結露を防止するために	試験結果に大きく影響を与える温度変動による目に見える結露を防止するために	翻訳抜け	修正案通り修正します。
附属書L L.2	例えば，紫外線照射と加熱との組合せは…発生することがある。	例えば，紫外線照射と加熱との組合せによって…発生することがある。	誤字	修正案通り修正します。
L.5	d) アクリル，PVC 及びポリエチレンのような合成樹脂は，大部分の無機酸及びアルカリで侵食を受けることに	d)…ポリスチレンのような…	翻訳違い	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	対して非常に耐久性がある。			
附属書M	…(2)…｜…｜強化絶縁　沿面距離又は…｜…｜	…(2)…｜…｜強化絶縁又は二重絶縁　沿面距離又は…｜…｜	翻訳抜け	修正案通り修正します。
	(3)クラス II 照明器具において機能絶縁の破壊で充電部となるおそれのある部品と可触金属部との間。｜…	(3)クラス II 照明器具において基礎絶縁の破壊で…｜…	翻訳違い	修正案通り修正します。
附属書P P.1	注記　この手順は，人の UV 暴露における障害の可能性にだけ関連している。機械的損傷及び腐食のような，材料における光学放射の影響の可能性については扱っていない。	…機械的損傷及び変色のような…	翻訳違い	修正案通り修正します。
附属書Q 表 Q.1	b)の“試験”欄 電圧線端子と中性線端子とを接続した部分と接地との間。 又は， クラス 0，クラス II 及びクラス III の充電部と金属外郭部との間。	b)の“試験”欄 電圧線端子と中性線端子とを接続した部分と接地との間。 又は， クラス 0，クラス II 及びクラス III の導電部と金属外郭部との間。	クラスⅢに充電部はない	修正案通り修正します。
附属書W W.1	…最高温度を測定する。 フィルタコイルをもつ…	…最高温度を測定する。電子回路に組み込まれている小さな巻線装置の温度は測定する必要はない。 フィルタコイルをもつ…	翻訳抜け	修正案通り修正します。
附属書JB	“石綿”	この行を削除	石綿は使用できない	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
表 JB.1				
表 JB.2	表 JB.2　区分の裏打材欄 （上から 3 欄目） ポリエチレンテレフタレート	ポリエチレンテレフタレートフィルム	技術基準の附属の表の 表記に合わせてはどうか	修正案通り修正します。
表 JB.2	（上から 7 欄目） ポリエチレンテレフタレートフィルム	ポリエチレンナフタレートフィルム	間違い	修正案通り修正します。
表 JB.6	｜ブチルゴム｜80｜120｜	｜ブチルゴム｜80｜125｜	間違い	修正案通り修正します。
表 JB.7	“アスベスト紙”	削除	アスベスト紙は使用できない	修正案通り修正します。
表 JB.8	｜その 1｜	｜使用温度の上限値　その 1　℃｜	単位がない	修正案通り修正します。
表 JB.8	注記 1　括弧内の値は，電源電線などを金属線とい…	注記 1　括弧内の値は，電源電線などを金属線ぴ（樋）…	間違い	修正案通り修正します。

＜JISC8105-2-2＞

項番号	JIS	追補追加	理由等	（照明工）意見
2.1	なし	この規格は空調照明器具を含まない。	英文に合わせたらどうか。	修正案通り修正します。

＜JISC8105-2-4＞

項番号	JIS	追補追加案	理由等	（照明工）意見
4.11.1	差込み口金式ランプ用ソケットをもつクラスⅠの移動灯照明器具は，次のいずれかでなければならない。	差込み口金式ランプ用ソケットをもつクラス 0I 又はクラスⅠの移動灯照明器具は，次のいずれかでなければならない。	第１部に追加したクラス 0I 機器にも適用するべきある。	修正案通り修正します。

＜JISC8105-2-5＞

項番号	JIS	追補追加案	理由等	（照明工）意見
5.5	保守を行うために必要な場合は…	適切な使用及び保守を行うために必要な場合は…	翻訳抜け	修正案通り修正します。
5.6.5	投光器を回転するための取付点については，この要求事項は適用されない。	投光器を回転するための取付点及び次により試験するものはこの要求事項は適用されない。	翻訳抜け	修正案通り修正します。
5.6.8	4)　前面ガラスは，50 mm 角内の破片が 60 個以上の場合には，合格とみなす。	50 mm 角内の破片が 60 個を超える場合には，ガラスは試験に合格したとみなす。	翻訳違い	修正案通り修正します。

＜JISC8105-2-19＞

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
19.6.2	注記 **a)** 空調照明器具は，金属又はその他の不燃材料の本体をもつものであって，**19.12** に規定した試験を照明器具に実施したとき，本体の温度が 100 ℃以下であるような構造のものでなければならない。 **b)** 上向きに面した開口部又はすき間の水平の幅は 6 mm 以下でなければならない。また，その他の開口部又はすき間の幅は 10 mm 以下でなければならない。加えて，その他の面においても上方に面した開口部又はすき間の水平面を投影した幅は 6 mm 以下でなければならない。 **c)** 空調照明器具内の安定器，接続装置及び貫通電線のような部品は，じんあいの侵入に対して十分な保護を備えた不燃材料の外郭によって保護されていなけれ	構造のものであることが望ましい。 …6 mm 以下であることが望ましい。… …10 mm 以下であることが望ましい。… …6 mm 以下であることが望ましい。 …保護されていることが望ましい。	注記であり、要求事項ではない。また、海外の情報なので、英文に忠実に訳した方がよい。	修正案通り修正します。

項番号	JIS 案	修正案	理由等	（照明工）意見
	ばならない。			
19.7	19.7　絶縁距離（タイトル） 絶縁距離は、JIS C 8105-1 の第 11 章（沿面距離及び絶縁距離）の規定を適用する。	19.7　沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、JIS C 8105-1 の第 11 章（沿面距離及び空間距離）の規定を適用する。	翻訳違い	修正案通り修正します。
19.10.1	**注記**　可とうケーブル又はコードは，次の事項に適合する場合は埋込み形空調照明器具に使用できる。	…次の理由により埋込み形空調照明器具に	条件ではなく、自明な理由として例を挙げている。	修正案通り修正します。
19.12.2.1	電線をこの高温箇所に軽く接触するように支持して，その接触点における絶縁物の温度を **JIS C 8105-1 の附属書 D** に基づき測定する。	電線をこの高温箇所に軽く接触するように支持して，その接触点における絶縁物の温度を測定する。 **注記**　JIS C 8105-1 の附属書 K に基づき測定することが望ましい。	附属書 D は附属書 K の間違いであるが、附属書 K は参考なので、本文とすることができない。	修正案通り修正します。